

(1) 都市計画道路について

①都市計画道路とは

都市における道路には、

- ・ 広域交通軸を形成し、都市の広域的な拠点機能を高める道路（広域圏幹線道路）
- ・ 既成市街地内及び市街地間を連絡し、市域の一体性を高める機能を担う道路
(都市内幹線道路)
- ・ 都市内の各地区や主要な施設相互間を連絡する道路で、広域圏幹線道路・都市内幹線道路を補完する機能を担う道路（補完的幹線道路）
- ・ 地域のまちづくりに必要な道路（生活幹線道路、区画道路）
- ・ 歩行者専用道路等、自動車以外の交通を受け持つ道路

など、様々な道路があります。

これらの道路のうち、健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市の基盤として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路を「都市計画道路」といいます。

②都市計画道路の種類

都市計画道路は、主として交通機能に着目して、次の4種類に区分されます。

ア. 『自動車専用道路』

都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等、専ら自動車の交通のための道路

イ. 『幹線街路』

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路。

ウ. 『区画街路』

地区における宅地の利用のための道路

エ. 『特殊街路』

専ら歩行者、自転車又は新交通等の交通のための道路

③都市計画道路の機能

都市計画道路には、

- ①人や物の円滑な移動を確保するための『交通機能』
- ②都市の環境や防災面で、良好な都市空間を形成するとともに、供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）や公共交通の収容空間を確保するための『空間機能』
- ③都市構造を形成し、街区を構成するための『市街地形成機能』

があります。

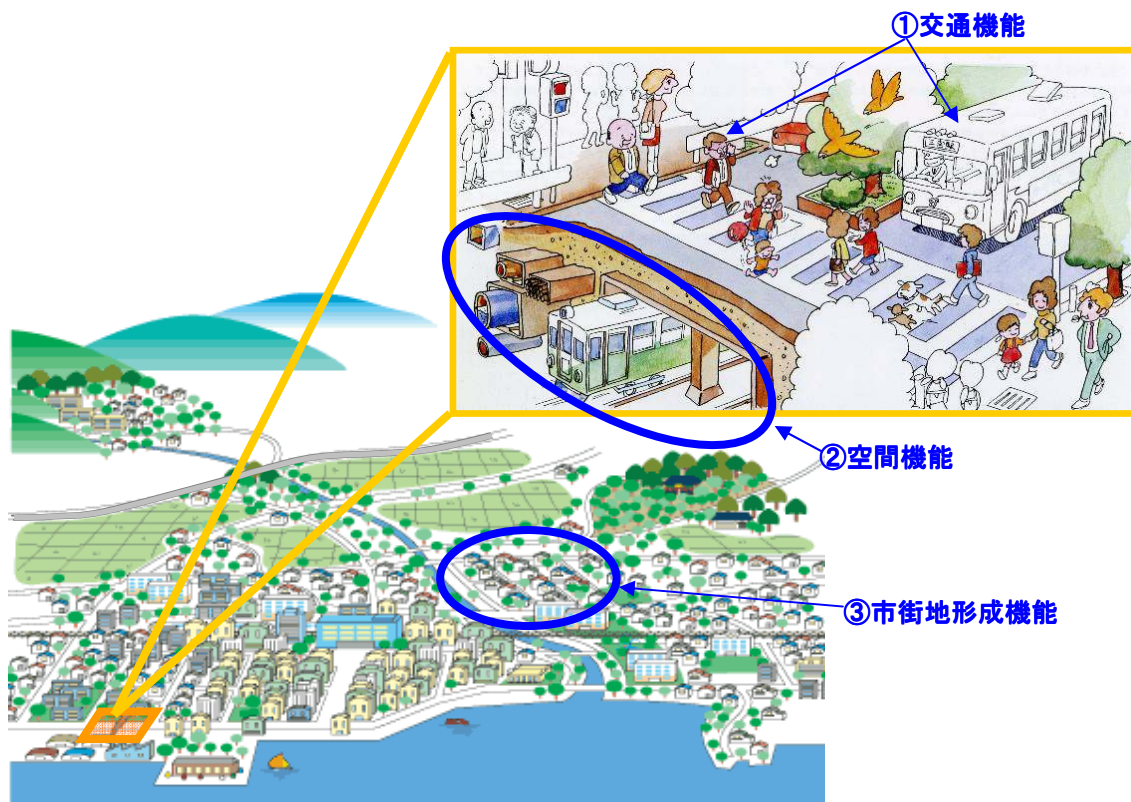


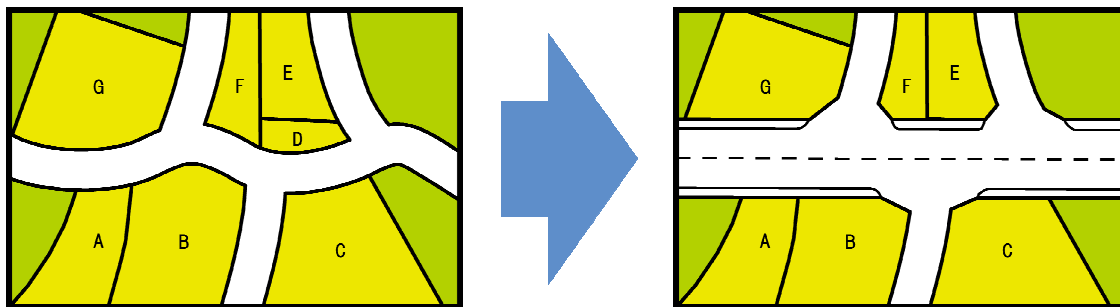
図 1-1 都市計画道路の機能イメージ

④都市計画道路の整備手法

都市計画道路の主な整備手法としては、以下のとおりです。

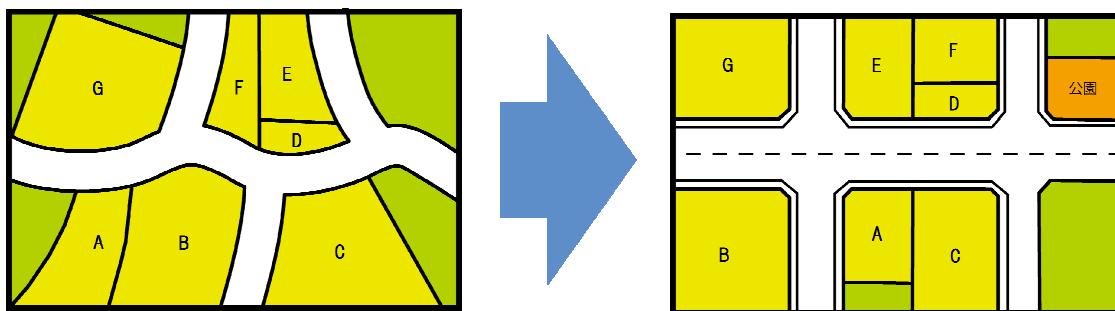
ア. 街路事業・道路事業

道路予定地内の土地を直接買収して、整備を行います。



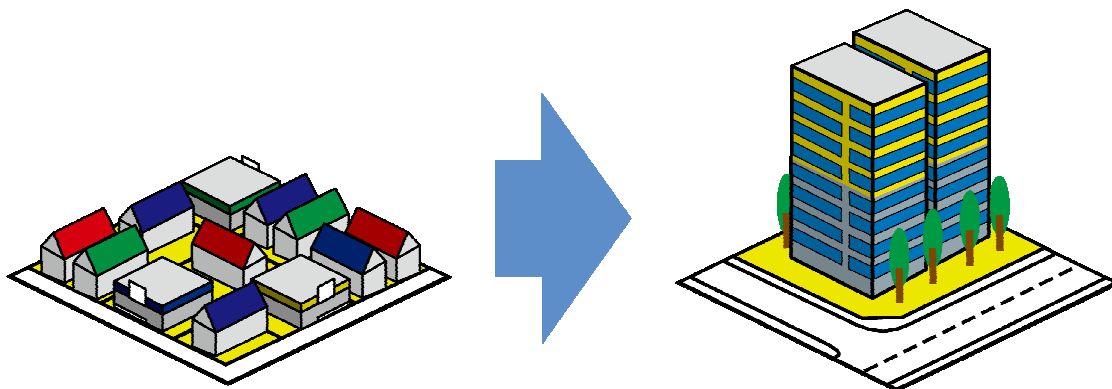
イ. 土地区画整理事業

事業区域内のそれぞれの土地から、用地を少しずつ出していただき、道路・公園などの公共施設の整備を行い、土地の形状を整え、土地の再配置を行います。



ウ. 市街地再開発事業

事業区域内の建物を、共同の建築物に建替え、併せて道路・公園などの公共施設の整備を行います。



(2) 都市計画道路の整備状況

神戸市における都市計画道路は、2010年（平成22年）4月現在、531路線、延長約833kmを都市計画決定しています。これらのうち約663km（約80%）が完成しており、整備等の状況は以下のとおりです。

表 1-1 都市計画道路の整備状況

2010年（平成22年）4月現在

区 分	路線数	計画延長 (km)	完成 (km)	事業中 (km)	未着手 (km)
自動車専用道路	13	136.88	97.91	15.82	23.15
幹線街路	277	639.50	513.91	27.56	98.03
区画街路	194	34.58	29.85	4.56	0.17
特殊街路	47	21.57	21.07	0.45	0.05
計	531	832.53	662.74	48.39	121.40

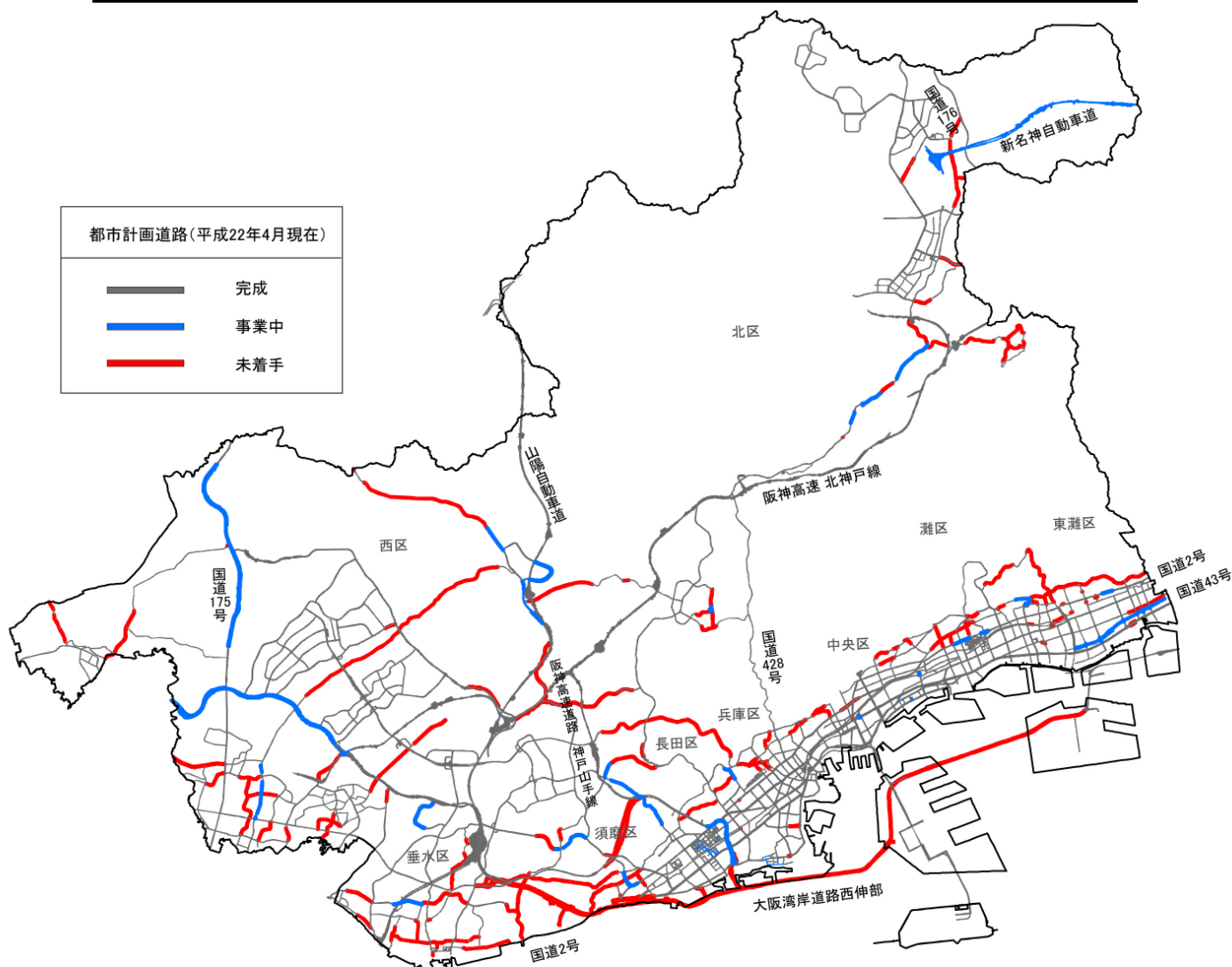


図 1-2 都市計画道路の整備状況